

保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像)

現行の「保育に欠ける」事由(児童福祉法施行令27条) 「ひたちなか市保育の実施に関する条例」

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)



新制度における「保育の必要性」の事由 「子ども・子育て支援法施行規則」

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労(48～64時間で市町村が定める時間以上)
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 - ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障害
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
- 【追加】 ※現行の「取扱い規程」で概ね運用できている。
- ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

○ひたちなか市保育の実施に関する条例

平成6年11月1日

条例第60号

改正 平成10年3月26日条例第7号

平成12年12月27日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、乳幼児の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該乳幼児を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 居宅内で当該乳幼児と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

(4) 病気にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(5) 長期にわたり病気の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、合併前の勝田市保育所入所措置条例（昭和62年勝田市条例第6号）又は保育所入所措置条例（昭和62年那珂湊市条例第1号）の規定に基づきなされた入所措置は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成10年条例第7号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。